

統計調査における売上高等の集計に係る消費税 の取扱いに関するガイドラインについて

-ガイドラインの概要・適用状況-

令和元年8月

総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室

1. ガイドライン策定に至る経緯①

税込記入

報告者に対して、統一的に消費税込での記入を求める統計調査

- ・個人企業経済調査、科学技術研究調査 等

原則、税込記入

原則、消費税込で記入を求めるものの、税抜記入も許容する統計調査

- ・経済センサス-活動調査、経済産業省企業活動基本調査 等

決算情報

決算値等の記入を求める統計調査

- ・法人企業統計調査、学校基本調査 等

【ガイドライン策定前の状況】

- ◆ 「原則、税込記入」及び「決算情報」型の統計調査においては、消費税込・税抜が混在した集計結果を公表
- ◆ 平成24年経済センサス-活動調査では税込補正した集計表を、法人企業統計調査では税抜補正した推計値を、それぞれ参考値として公表

統計委員会の御指摘

- 調査段階で、消費税込と税抜とを完全に選別することは困難。集計段階での工夫により結果精度を高めることが必要
【統計委員会による24年度施行状況報告審議】
- 今後の消費税率引き上げ等の動向を踏まえると、消費税込と税抜が混在した集計結果の提供は、経済規模の把握精度に支障を及ぼす可能性【統計委員会による第II期基本計画案の諮問審議】

1. ガイドライン策定に至る経緯②



第II期基本計画(平成26年3月25日閣議決定)

売上高等の集計に関する消費税の取扱い(消費税込、消費税抜の補正)について、検討の場を設け、早期に結論を得る【総務省、関係府省。平成28年経済センサス-活動調査の企画時期までに結論を得る】



平成26年7月から産業関連統計WGにおける検討を開始



「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」
(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)を策定



2. ガイドラインの概要①

1 適用範囲

- ・ 原則、税込の記入とするものの、税抜記入も許容している主要構造統計調査のうち、事業所母集団DBに調査結果を記録する統計調査を適用対象（注：売上高等を決算値又は一律に税込で把握している統計調査を除く。）
- ・ 上記以外の調査においても、本ガイドラインにのっとり対応を順次検討

2 適用時期

- ・ 平成28年経済センサス-活動調査から適用を開始
- ・ 同調査以降、他の統計調査についても順次適用

3 補正方法

- ・ 消費税抜で報告された個票データについて、可能な限り直接輸出又は海外取引の割合、課税・非課税別の個別品目ごとに税額を算出して加算
- ・ また、費用総額及び売上原価についても、費用項目の内訳を基に課税対象額を算出した上で、消費税率を乗じた額を加算 等

【詳細は、別紙①参照】

2. ガイドラインの概要②

4 情報更新

- ・ 補正に用いる品目及び業種については、その区分、課税・非課税の別等に係る最新の情報を、各調査で把握・確認し、情報を更新した上で補正を実施
- ・ 上記の更新情報については、全府省で情報共有する仕組みを構築

5 結果公表

- ・ 補正を実施した場合には、税込額に統一した集計結果を公表。詳細な補正を実施することが困難な統計調査については、税込・税抜の差異が分かる情報を参考提供
- ・ また、補正を実施した場合は、補正の有無や方法等をHP等で提供

6 見直し

- ・ 消費税を取り巻く情勢変化等を踏まえ、総務省政策統括官室(統計基準担当)を中心に、関係府省の協力を得て、ガイドラインの見直しを適切に実施



税率変更や軽減税率の導入に対応するための改定を実施【詳細は、別紙②参照】
(平成29年3月29日改定。令和元年10月1日施行)

別紙① 具体的な補正方法(例)

○ 売上(収入)金額、業種別収入の合計額

【内訳の計と合計額が一致する場合】

売上(収入)金額の合計額 = 税込補正した内訳の計

【内訳の計と合計額が一致しない場合、内訳がない場合】

売上(収入)金額の合計額 = 税抜の合計額 × (1 + 税率)

○ 売上(収入)金額、業種別収入の内訳項目

【輸出あり品目の場合】

直接輸出額の合計 = 売上(収入)金額の合計額 × 直接輸出比率

内訳項目の直接輸出額 = (内訳項目の税抜額 ÷ 輸出がある品目の合計額) × 直接輸出額の合計

内訳項目の税額 = (内訳項目の税抜額 - 内訳項目の直接輸出額) × 税率

【輸出なし品目の場合】

内訳項目の税額 = 税抜額 × 税率

○ 売上原価及び費用総額

売上原価の税額 = (税抜額 - 非課税の費用内訳の計) × 税率

費用総額の税額 = (税抜額 - (売上原価 + 非課税の費用内訳の計)) × 税率 + 売上原価の税額

※ただし、卸売業、小売業については、非課税の費用内訳は設けない。

【売上原価に含まれる非課税費用の比率が明らかでない場合】

売上原価の税額 = (税抜額 - 非課税の費用内訳の計 × (売上原価 ÷ 費用総額)) × 税率

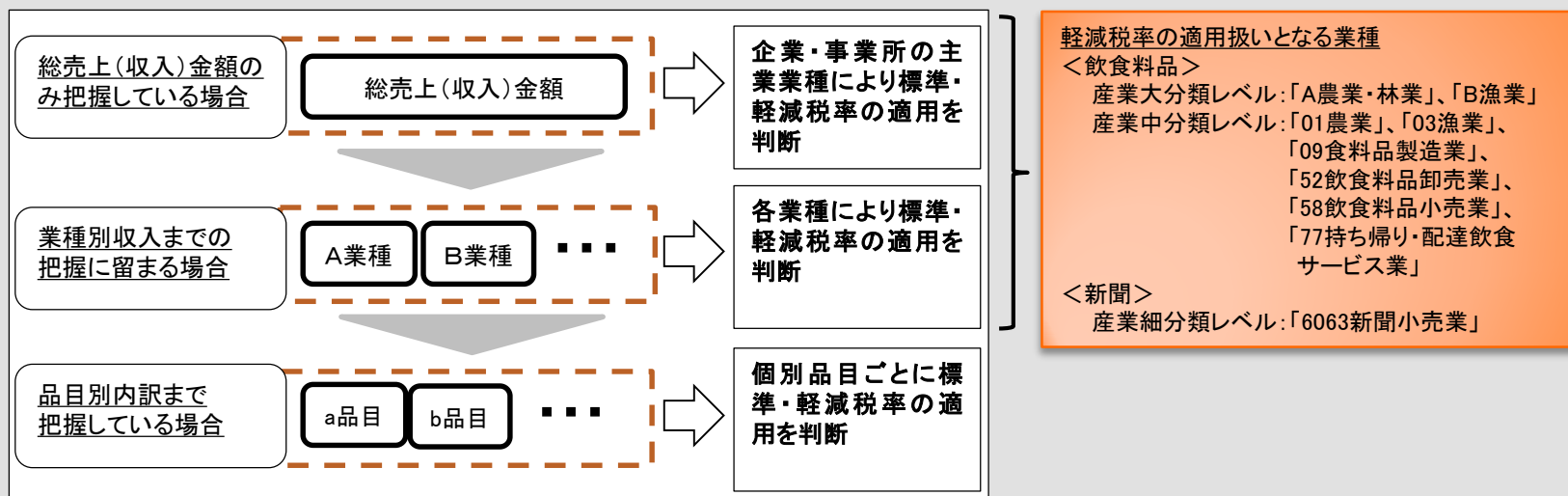
別紙② 改定後のガイドライン

1 税率変更への対応(調査対象期間中に税率変更が行われる場合)

- 1 月次売上高等を把握している場合は、税率変更時点の前後に分けて、それぞれ新旧税率を乗じて補正する。
- 2 月次売上高等を把握していない場合は、年間の売上高を税率変更時点前後の月数によって按分し、それぞれに新旧税率を乗じて補正する。

2 軽減税率導入への対応

1 売上高に関しては、調査で把握しているレベル(品目別・業種別・総売上高)に応じて、軽減税率の適用可否を判断



- 2 費用の売上原価については、現行の補正方法の枠組みを踏襲しつつ、課税対象額に対して乗じる税率は、業種(主業)によって軽減税率か標準税率のどちらかを選択する。(⇒主業業種が産業中分類「52飲食料品卸売業」、「58飲食料品小売業」の場合のみ軽減税率を適用)

3. 第Ⅲ期基本計画・施行状況報告の内容等

第Ⅲ期基本計画(平成30年3月6日閣議決定)

改定した「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について、平成31年(2019年)10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図る。

【関係府省。平成30年度(2018年度)から実施する。】

平成30年度施行状況報告(令和元年6月27日)

- 平成28年(2016年)経済センサス-活動調査においては、既に適用しているところ。
- 科学技術研究調査においては、現状、売上高等は一律税込で把握しているが、答申における「今後の課題」(注:税抜・税込の選択制の導入の可否検討を指摘)への対応とあわせて検討に着手した。
- 経済構造実態調査においては、令和元年(2019年)調査(注:初回調査)の集計から適用する予定。
- サービス産業動向調査においては、調査の見直しに向けた検討課題の一つとして今後検討する。
【以上、総務省】
- 各統計調査毎に消費税の税率変更及び軽減税率の取扱いについて検討を開始したところ。今後、政府全体での議論に積極的に関与していく。
【経済産業省】

企画部会で審議するに当たっての委員の御意見

- 2019年10月の消費税率変更及び軽減税率実施を控え、主な統計調査の記入方法において消費税の扱いを確認することが重要
- GDP推計に利用される主な経済統計について、今後の適用に向けた検討状況を説明してほしい

4. ガイドラインの適用・検討状況

《調査票に記入する際の消費税の取扱いが、「原則、税込記入」等となっている主な統計調査》

所管府省	統計調査名	周期	調査票における消費税の選択項目	現行ガイドラインの適用状況	改正ガイドラインの適用に向けた検討状況	事業所母集団データベースへの記録
総務省、 経済産業省	経済センサス-活動調査	5年	税込・税抜両方のチェック欄を設定	適用済 (平成28年調査から)	次回調査(令和3年)の集計における本改正ガイドラインの適用に向けて検討中	○
	経済構造実態調査	年	税込・税抜両方のチェック欄を設定	適用予定 (初回(令和元年調査)の一次公表から)	令和2年調査の1次公表(令和3年3月)から適用すべく検討中	○
	工業統計調査	年	税込・税抜両方のチェック欄を設定	適用済 (平成29年調査から)	令和2年調査の速報公表(令和3年3月までに公表予定)から適用すべく検討中	○
総務省	経済センサス-基礎調査	1回限り	税込・税抜両方のチェック欄を設定	適用予定 (令和元年調査の確報) ※経理項目の対象は平成30年暦年値。なお、速報は経理項目の公表なし	— (当該調査は令和元年調査の1回限りで承認されているもの)	○
	サービス産業動向調査	月	税抜記入の場合のみチェック欄を設定	未適用	令和元年10月分調査の速報公表(令和元年12月)から適用すべく検討中	○
厚生労働省	薬事工業生産動態統計調査	月	税込・税抜両方のチェック欄を設定(注)	適用済 (平成31年1月分調査から)	検討済 (2018年度のシステム改修で税率変更に対応済。なお、当該調査の調査対象品目は軽減税率の対象外)	
経済産業省	経済産業省企業活動基本調査	年	税込・税抜両方のチェック欄を設定	未適用	令和2年調査の速報公表(令和3年1月までに公表予定)から適用すべく検討中	○
	中小企業実態基本調査	年	税込・税抜両方のチェック欄を設定	未適用	令和2年調査の速報公表(令和3年3月までに公表予定)から適用すべく検討中	○

(注) 「原則、税込記入」ではなく、任意選択で実施

<参考> 売上高等を決算値又は一律に税込で把握している主な統計調査

※ガイドラインの適用対象外

所管府省	統計調査名	周期	調査票に記入する際の消費税の取扱い		事業所母集団データベースへの記録
			税込記入	決算情報	
総務省	個人企業経済調査	年(注)	○		○
	科学技術研究調査	年	○		○
財務省	法人企業統計調査	半年、 四半期		○	○
文部科学省	学校基本調査	年		○	○
農林水産省	農林業センサス	5年	○		○
	漁業センサス	5年	○		○
	農業経営統計調査(営農類型別経営統計)	年		○	
	〃 (農畜産物生産費統計)	年	○		
経済産業省	経済産業省生産動態統計調査	月	○		
	商業動態統計調査	月	○		○
	特定サービス産業動態統計調査	月	○		○
	ガス事業生産動態統計調査	月	○		
国土交通省	建設工事施工統計調査	年	○		○
	建設工事受注動態統計調査	月	○		

(注) 個人企業経済調査の四半期調査(動向調査票による調査)は平成30年度に実施した調査をもって終了している。